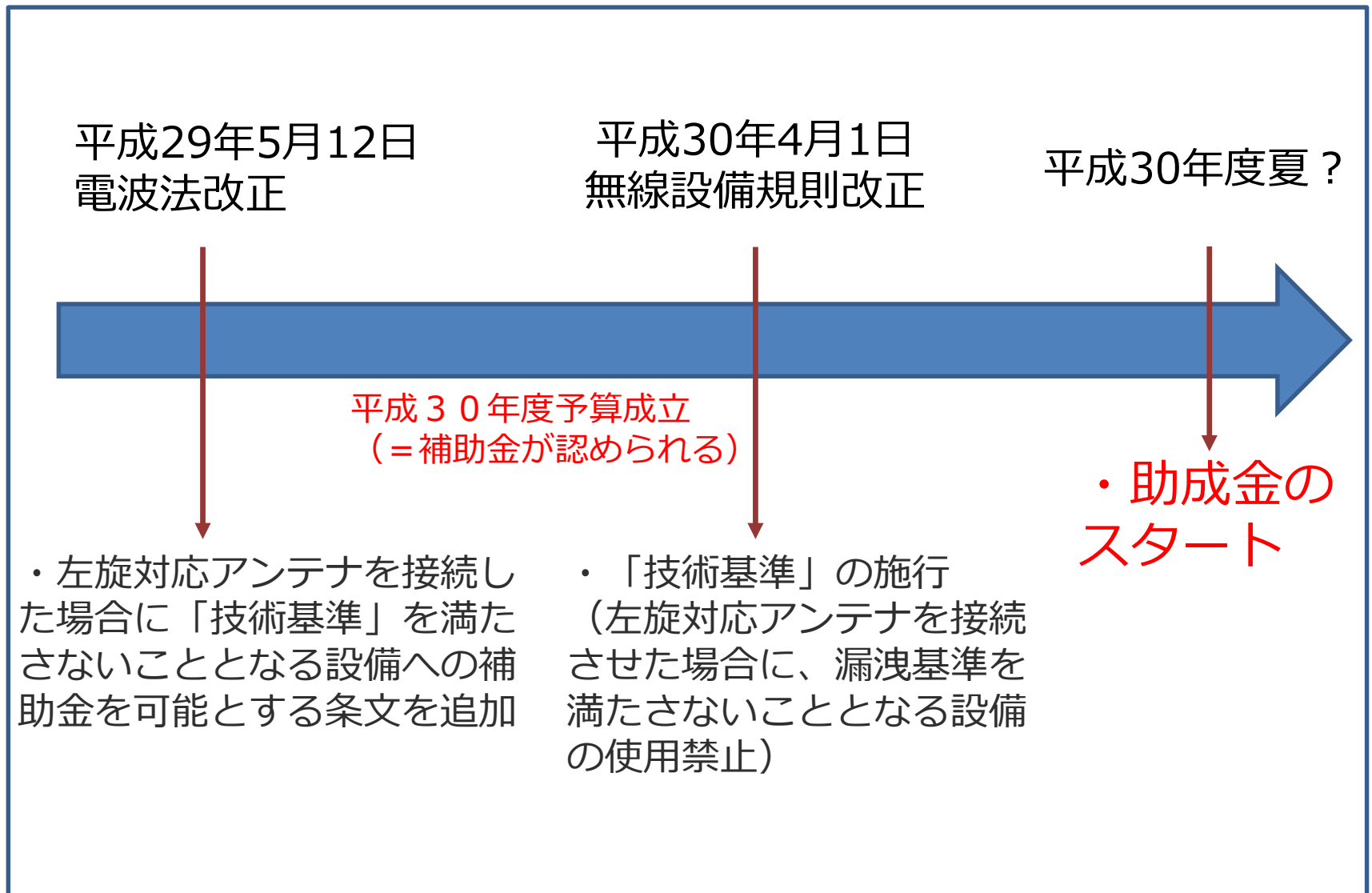


電波漏洩対策（法改正と技術基準と助成金）

大まかなスケジュール



電波利用料の使途に関わる法改正 (2017年5月12日電波法改正)

(電波利用料の徴収等)

第三百条の二

4 十一の四 電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日（以下この号において「**基準日**」という。）**において設置されているイに掲げる衛星基幹放送（放送法第二条第十三号の衛星基幹放送をいう。以下この号において同じ。）の受信を目的とする受信設備（基準日において第三章に定める技術基準に適合していないものを除き、増幅器及び配線並びに分配器、接続子その他の配線のために必要な器具に限る。）であつて、ロに掲げる衛星基幹放送の電波を受けるための空中線を接続した場合に当該技術基準に適合しないこととなるものについて、当該技術基準に適合させるために行われる改修のための補助金の交付その他の必要な援助**

- イ 基準日において行われている衛星基幹放送であつて、基準日の翌日以後引き続き行われるもの（実験等無線局を用いて行われるものを除く。）
- ロ 基準日の翌日以後にイに掲げる衛星基幹放送と同時に行われる衛星基幹放送であつて、イに掲げる衛星基幹放送に使用される電波と周波数が同一で、かつ、電界の回転の方向が反対である電波を使用して行われるもの

無線設備規則第24条の改定

- 2017年11月21日、総務省令の第76号により、無線設備規則第24条の改定が行われた。
- 第24条「副次的に発する電波等の限度」の項に第30項を追加。
 - 周波数帯：2224.41MHz～3223.25MHz
 - 電波の限度：任意の33.7561MHzの帯域幅における平均電力が-49.1dBm以下の値
- 附則 平成30年4月1日から施行する。
- 経過措置 この省令の施行の際、現に設置されている衛星基幹放送の受信装置が副次的に発する電波の限度については、当面の間、なお従前の例によることができる。

助成金の条件（改正された電波法の解説）

条件①

平成29年5月11日以前に衛星基幹放送の受信設備が設置されていること。

条件②

- ・ 左旋円偏波を利用した衛星基幹放送を受信することにより、
- ・ 左旋円偏波に対応する新たな中間周波数の漏洩電波強度が技術基準に適合しない設備（※1）を、
- ・ 技術基準に適合させるために行われる改修（※2）

ただし対象設備のうち、増幅器（ブースタ）及び配線並びに分配器、接続子（壁面端子）その他の配線のために必要な器具に限る。

※ 1 技術基準に適合しない設備とは？

左旋アンテナを接続した場合に、その対応する中間周波数が技術基準以上に漏洩する設備

技術基準

漏洩電力：-49.1 dBm以下（33.7561MHzあたり）
（3m離れて46.2dB μ V/m以下）



電波暗室等で精密な測定が必要なため、過去に発売された機器（ブースタ、分配器等の各機種）の電波漏洩レベルを測定中

助成金交付対象機器リストとして取りまとめる予定（5月公開予定、更新間隔半年予定）

※ 2 技術基準に適合させるために行われる改修とは？

(技術講習会資料にあるように)
正しい機器を使用し、正しい施工による改修

正しい機器とは？



SHマークや最新のBL規格製品等は、正しい施工を行うことにより技術基準に適合することを確認済み

正しい施工とは？

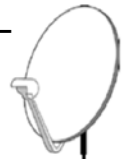


コネクタによる確実な接続（手ひねりなど厳禁）
他の無線機器等とは適切な距離を保つこと、等

施工ガイドラインを策定中
(5月公開予定)

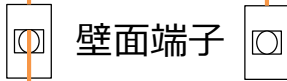
補助金の対象イメージ

右左旋対応アンテナ
(対象外)



BS・CSブースタ

分配器



壁面端子

BS・UV分波器
(対象外)

受信機
(対象外)

アンテナ出力から壁面端子の間にある対象機器リストに掲載されている機器（技術基準に不適合）をガイドラインに沿った改修（交換）するための費用の一部を補助することで、電波漏洩を防止する。

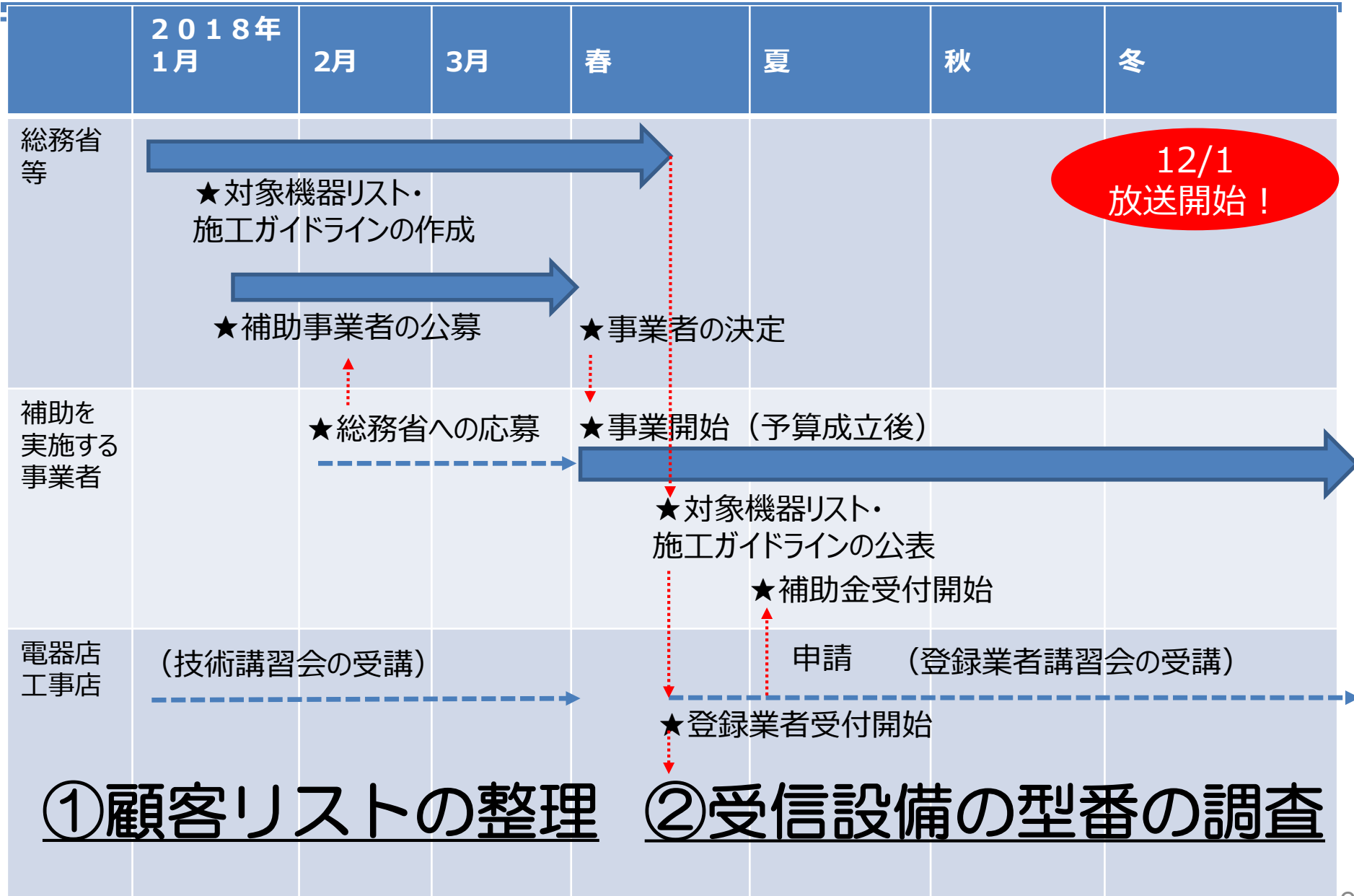
すでに設置されている不適合品

適合品に改修（交換）



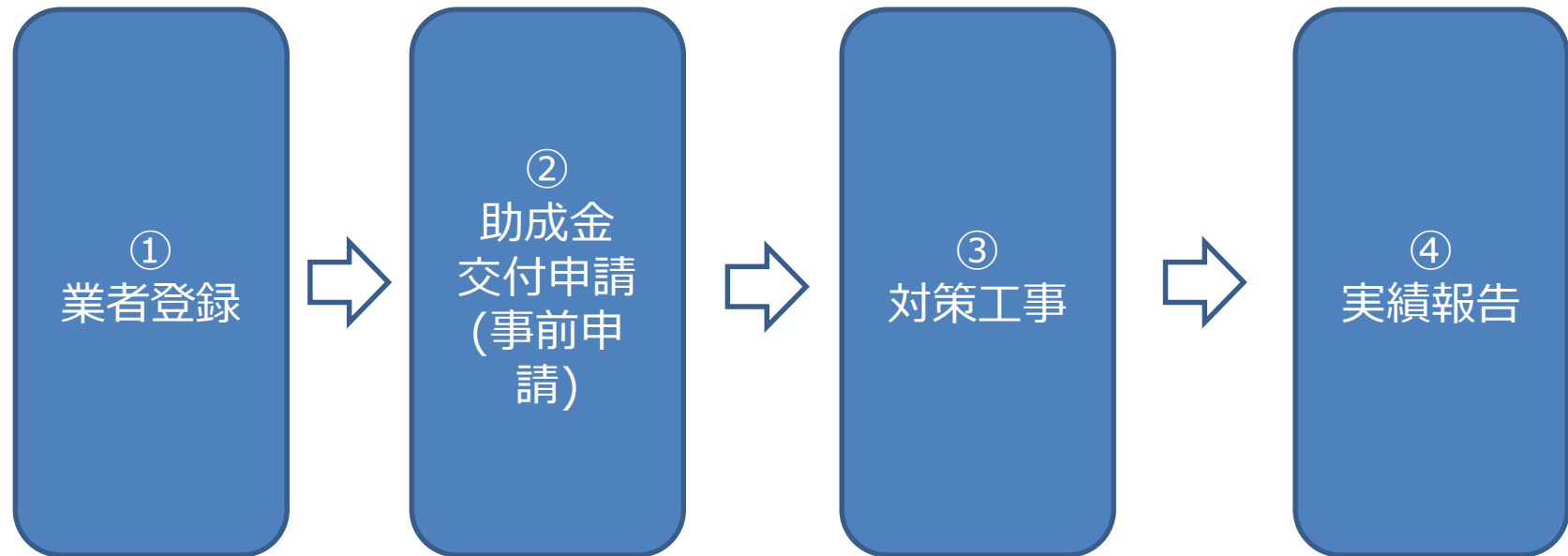
平成29年5月11日以前に設置されていることが必要

今後のスケジュール（詳細）と今から出来る準備



電波漏洩対策の助成金申請の流れ

助成金申請のおおまかな流れ



業者登録、助成金交付申請の詳細は、A-PABのホームページへ
5月頃掲載予定